

(第1-1号様式)

様式第二号の八 (第八条の四の五関係) | (第1面)

産業廃棄物処理計画書

2025 年 5 月 29 日

奈良県知事 殿

提出者

住 所 大阪府大阪市西区鞠本町1-11-7

氏 名 (株)ガイアート関西支店
支店長 松浦 正幸

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 06-6446-5880

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項及び奈良県産業廃棄物処理計画作成指導要綱
第5の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	株式会社 ガイアート 関西支店
事業場の所在地	大阪府大阪市西区鞠本町 1-11-7
計画期間	令和7年4月1日～令和8年3月31日

当該事業場において現に行っている事業に関する事項

① 事業の種類	総合工事業
② 事業の規模	関西支店 元請完成工事高 212,844万円
③ 従業員数	107名
④ 産業廃棄物の一連の処理の工程	解体工事 がれき類 (コンクリート塊) 再生処理業者に委託し再生砕石として再資源化 木くず 再生処理業者に委託し、チップとして再資源化 道路建設工事 がれき類 (アスファルト・コンクリート塊) 再生処理業者に委託し再生骨材として再資源化

(日本産業規格 A列4番)

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)

別紙による

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

【前年度（令和6年度）実績】			
①現状	産業廃棄物の種類	がれき類	汚泥
	排 出 量	9130 t	0.21 t
(これまでに実施した取組)			
排出量を抑制した計画の提案			
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	がれき類	汚泥
	排 出 量	2000 t	5 t
(今後実施する予定の取組)			
工法改善による排出量の低減			

産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) がれき類、廃プラスチック類、混合物はそれぞれに分別し、保管している。
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) がれき類、廃プラスチック類、混合物はそれぞれに分別し、保管する。

(第3面)

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

【前年度（令和6年度）実績】			
①現状	産業廃棄物の種類	がれき類	汚泥
	自ら再生利用を行った 産業廃棄物の量	t	t
(これまでに実施した取組)			
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	がれき類	汚泥
	自ら再生利用を行う 産業廃棄物の量	t	t
(今後実施する予定の取組)			

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

【前年度（令和6年度）実績】			
①現状	産業廃棄物の種類	がれき類	汚泥
	自ら熱回収を行った 産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量した 産業廃棄物の量	t	t
(これまでに実施した取組)			
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	がれき類	汚泥
	自ら熱回収を行う 産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量する 産業廃棄物の量	t	t
(今後実施する予定の取組)			

(第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

【前年度（令和6年度）実績】			
①現状	産業廃棄物の種類	がれき類	汚泥
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	t	t
(これまでに実施した取組)			
【目標】			
②計画	産業廃棄物の種類	がれき類	汚泥
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	t	t
(今後実施する予定の取組)			
産業廃棄物の処理の委託に関する事項			
①現状	【前年度（令和6年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	がれき類	汚泥
①現状	全処理委託量	11639 t	8.18 t
	優良認定処理業者への処理委託量	t	t
	再生利用業者への処理委託量	11639 t	8.18 t
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t
(これまでに実施した取組)			
排出量を抑制した計画の提案			

(第5面)

【目標】			
②計画	産業廃棄物の種類	がれき類	汚泥
	全処理委託量	2000 t	5 t
	優良認定処理業者への 処理委託量	t	t
	再生利用業者への 処理委託量	2000 t	5 t
	認定熱回収業者への 処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	t	t
(今後実施する予定の取組)			
※事務処理欄			

産業廃棄物処理に関する管理体制

	統括責任者	関西支店 支店長
	廃棄物担当	組織名 安全品質環境部 組織人数 3人
役割	支店品質環境委員会	<p>1. 廃棄物処理に関する検討 廃棄物の発生抑制、再生処理、中間処理、適正処理の推進、計画的な廃棄物の管理運営を行う上で、必要な事項を検討する。</p> <p>委員長 支店長 委員 関連部署長 事務局 安全品質環境部長</p>
	廃棄物処理統括責任者	<p>1. 廃棄物処理方針の策定 2. 支店の廃棄物管理規定の策定・改廃 3. 廃棄物処理に関する検討事項の決定、承認</p>
	廃棄物管理部長 (作業所長)	<p>1. 廃棄物処理計画の作成 2. 廃棄物管理状況の把握と改善策の検討 3. 産業廃棄物処理施設の運転・維持管理状況の把握 4. 処理業者、再生利用業者の選定、調査、管理 5. 委託契約書の締結 6. 産業廃棄物管理票の交付、管理 7. 監督官庁への各種報告 8. 社員、関連会社に対する教育啓発 9. その他関係する事項</p>

廃棄物管理組織図

